

る割合以上) 資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第三項第二号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

ロ 法第一条第三項第二号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。)

ハ ロに掲げる者(法第一条第三項第二号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び再開発会社に限る。)

二 取得する施設建築物の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(資金の貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲)

第十六条 法第一条第三項第二号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地画整理事業の基準)

第十七条 法第一条第四項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区(土地画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 都市計画において定められた街路又は道路法による道路(以下「街路等」という。)で幅員が九メートル(特に防災に資する街路等又は特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する街路等としてそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、六メートル)以上のもの新設又は改良に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

二 その他の区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が五ヘクタール以上であること。

ロ 幅員が十二メートル以上の街路等の新設又は改良に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の二十二パーセント以上であること。

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区(一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができるとして、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。)により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地画整理事業に要する費用の範囲)

第十八条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地画整理事業に要する費用の範囲は、土地画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区別の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に関する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地画整理事業等の基準)

第十九条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の面積が〇・二ヘクタール以上であること。

二 幅員が六メートル以上の街路等の新設又は改良に関する事業を含むこと。

三 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地画整理事業等に要する費用の範囲)

第二十条 法第一条第四項第二号及び第三号の政令で定める土地画整理事業に要する費用の範囲は、土地画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区別の欄に規定する場合に

あつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。)及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地画整理事業に要する費用の範囲)

第二十一条 法第一条第四項第四号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 街路等で幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地画整理事業にあつては、八メートル)以上のもの新設又は改良に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

あつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。)及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地画整理事業に要する費用の範囲)

第二十二条 法第一条第四項第四号の政令で定める土地画整理事業に要する費用の範囲は、土地画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第二条第五項の表三の項区別の欄に規定する場合にあつては、同欄の保留地の管理処分に要する費用を含む。)の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる土地画整理事業の施行者等が出資している法人)

第二十三条 法第一条第四項第五号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる者のいずれかが、それぞれに定める割合を超えて(イにあつては、イに定める割合以上) 資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であること。

イ 法第一条第四項第五号イに掲げる者(地方公共団体に限る。)

ロ 法第一条第四項第五号イに掲げる者(地方公共団体以外の者に限る。ハにおいて同じ。)

ハ ロに掲げる者(法第一条第四項第五号イに掲げる者にあつては、個人施行者及び区画整理会社に限る。)

二 取得する保留地の賃貸その他の管理を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第二十四条 法第一条第四項第五号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる地方公共団体が引き継いで施行することとなつた土地画整理事業に要する費用の範囲)

第二十五条 法第一条第五項の政令で定める土地画整理事業に要する費用の範囲は、土地画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用(法第一条第四項第二号の土地画整理事業にあつては、当該費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は改良の工事に要する費用)の四分の一とする。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

二 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

ホ 施行地区内の景観計画区域の面積が〇・一ヘクタール以上であること。

(資金の貸付けの対象となる都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人)

第二十六条 法第一条第六項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人である都市再生推進法人であること。
二 次のいずれにも該当する法人であること。
イ 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資していること。

ロ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第百九条第三号に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲)

第二十七条 法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法第百九条第三号に規定する事業に要する費用の二分の一とする。

(特にその買取りが促進されるよう配慮して貸付金の利率を定める地方拠点都市地域の中心となる都市の土地)

第二十八条 法第二条第一項の政令で定める土地は、同意基本計画に係る拠点地区の区域内の土地とする。

(加算金の徴収等)

第二十九条 法第二条第七項の規定により地方公共団体が法第一条第三項又は第四項の貸付金の貸付けを受けた者から徴収することができる加算金の額は、次条第一号イ又はハに掲げる理由により償還期限を繰り上げられた貸付金の貸付けをした日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該償還期限を繰り上げられた貸付金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 地方公共団体は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

(貸付けの条件の基準)

第三十条 法第二条第八項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体は、貸付けを受ける者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
イ 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

ロ 貸付金の償還を怠つたとき。
ハ イ及びロに掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

二 地方公共団体が、貸付けを受ける者に對し、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により償還が著しく困難であると認め

て、貸付金の償還期限を延長したときは、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

三 地方公共団体は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に依り、当該償還すべき金額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができるものとする。

四 地方公共団体は、貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は貸付けを受ける者と連帯して債務を負担する保証人を立てさせなければならないものとする。

五 法第一条第三項第二号又は第四項第五号の貸付けを受ける者は、国又は地方公共団体が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認め、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第一号中「特に防災」とあるのは「都市の再生に資する道路として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては二十メートル、特に防災」と、「十六メートル」とあるのは「十六メートル」と、第五条中「面積が三ヘクタール(第一号)とあるのは、第一号に掲げる都市再生特別地区の区域にあつては面積が二ヘクタール以上、その他の区域にあつては面積が三ヘクタール(同号)とする。

3 法附則第三項の政令で定める公園、下水道その他の公共施設は、次に掲げるもので都市計画において定められたものとする。
一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園
二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は都市下水路

3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設
四 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)による海岸保全施設

4 法附則第二項から第四項までの規定による貸付金の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、法附則第二項又は第四項の規定による貸付金に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構の貸付金に関し、当該貸付けを受けた者が償還期限を繰り上げて償還を行った場合には、法附則第二項又は第四項の規定による貸付金のうち当該償還金に相当する金額について償還期限を繰り上げるものとする。

6 法附則第九項の政令で定める道路は、都市再生推進法第二条の三第一項第一号の市街地の区域内の道路又は当該市街地と当該市街地を含む都市の構成上重要な幹線道路網を構成する道路とを連絡する道路で、幅員が二十五メートル以上のものである。

この政令は、公布の日から施行する。
附則(昭和四七年五月二五日政令第一九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和四八年四月二三日政令第九九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五三年四月五日政令第一一四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五五年五月一日政令第一二一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五八年四月五日政令第八四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五九年一月三一日政令第三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和五九年四月二一日政令第八二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六〇年一〇月二二日政令第二八三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年三月二二日政令第三〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六一年五月二九日政令第一八五号)
この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年三月二七日政令第七一号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年六月二六日政令第二三四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年八月四日政令第二七五号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和六十二年八月五日)から施行する。

附則 (昭和六十二年九月四日政令第二九五号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六十二年九月二九日政令第三二八号)

1 この政令は、昭和六十二年九月三十日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年十一月五日政令第三九九号)

1 この政令は、昭和六十二年十二月十八日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年三月一八日政令第三七号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年四月二六日政令第一三二号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六十二年五月二〇日政令第一五〇号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年七月七日政令第二九四号)

1 この政令は、昭和六十二年十月二十八日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成元年一月二四日政令第七号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成元年五月二九日政令第一五三号)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成元年八月二二日政令第二四六号)

(施行期日)
1 この政令は、平成元年九月一日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年二月九日政令第一三三号)

(施行期日)
1 この政令は、平成二年二月十六日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年三月一六日政令第三六号)

1 この政令は、平成二年三月一六日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年六月八日政令第一五〇号)

(施行期日)
1 この政令は、平成二年六月二十九日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年八月一日政令第二三四号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年九月二七日政令第二八〇号)

(施行期日)
1 この政令は、平成二年九月二十八日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成二年十一月九日政令第三二六号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成二年十一月二十日)から施行する。
附則 (平成二年二月二六日政令第三一四号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成三年一月二七日政令第三一五号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成三年二月八日政令第一六六号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成三年三月一〇日政令第三四一号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成三年五月五日政令第三二〇号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成三年十一月二七日政令第三一五号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二六日政令第三一四号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二六日政令第三一四号)

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成四年二月二六日政令第三一四号)

附 則 (平成四年八月二八日政令第二八五号) この政令は、平成四年九月一日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月一四日政令第三三五号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月一二日政令第三七号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第六条の規定は、平成五年二月二十四日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年五月六日政令第一六四号) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成五年三月二十四日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年五月二八日政令第一八〇号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成五年三月二十四日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年七月二三日政令第二五二号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、平成五年七月二十七日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成五年七月二十七日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年九月二七日政令第三〇六号) (施行期日) この政令は、平成五年九月二十九日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成五年九月二十九日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年十一月八日政令第三五五号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年十二月二七日政令第四〇七号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成五年十一月二十五日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月九日政令第三五五号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成六年一月二十六日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年四月一八日政令第一二六号) (施行期日) この政令は、平成六年四月二十二日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年六月二四日政令第一八二号) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一五日政令第二三八号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年九月九日政令第二九一号) (施行期日) この政令は、平成六年九月十三日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年十二月二日政令第三八七号) (施行期日) この政令は、平成六年十二月六日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年二月二六日政令第三六号) 抄 (施行期日) この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日政令第六四号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定(次項に規定する部分を除く)は、平成七年二月十五日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月八日政令第一九八号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

3 改正後の第十二条の規定中都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項第三号の土地(同号ホに掲げる土地に限る)に係る貸付金の利率に係る部分は、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の施行の日(平成七年二月十六日)以後に行う資金の貸付けから適用する。

附 則 (平成七年七月五日政令第二八三号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成七年四月七日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年六月二日政令第二二九号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年七月五日政令第二八三号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成七年六月七日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年八月二五日政令第三二〇号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条の規定は、平成七年七月十四日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年十一月一七日政令第三九一号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成七年二月八日政令第四〇五号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。(経過措置)
2 この政令の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。

附則 (平成八年三月三十一日政令第八七号) 抄 (施行期日) この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成九年三月二十八日政令第九〇号) 抄 (施行期日) この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年十一月六日政令第三二五号) この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附則 (平成一〇年五月二十九日政令第一八九号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年七月二十三日政令第二六三号) 抄 (施行期日) この政令は、法の施行の日(平成十年七月二十四日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二十八日政令第二九一号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年三月三十一日政令第一二六号) 抄 (施行期日) この政令は、平成一一年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年九月二十二日政令第二七九号) 抄 (施行期日) この政令は、法の施行の日(平成一一年九月二十四日)から施行する。

附則 (平成一二年一月一日政令第三五二号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年三月二十四日政令第九四号) この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三一二号) 抄 (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成一二年法律第八十八号)の施行の日(平成一二年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年五月三十一日政令第一八八号) この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一四年六月一日)から施行する。

附則 (平成一四年五月三十一日政令第一九一号) この政令は、都市再生特別措置法の施行の日(平成一四年六月一日)から施行する。

附則 (平成一四年七月二十二日政令第二五二号) (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
2 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律附則第六条第二項の規定による資金の貸付けについては、第二条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成一四年十一月二十三日政令第三三三一号) 抄 (施行期日) この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一五年一月一日)から施行する。

附則 (平成一五年四月一日政令第一八〇号) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年五月二十二日政令第一五三三号) 抄 (施行期日) この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成一五年十二月十九日)から施行する。

附則 (平成一六年二月二十五日政令第三九九九号) 抄 (施行期日) この政令は、景観法の施行の日(平成一六年十二月十七日)から施行する。

附則 (平成一七年六月一日政令第二〇三三三号) 抄 (施行期日) この政令は、施行日(平成一七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年十月二二日政令第二三三三三号) この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一七年十月二十四日)から施行する。

附則 (平成一八年六月八日政令第二二三三三号) 抄 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年八月八日政令第二二六五号) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一八年八月三十一日政令第二二六五号) 抄 (施行期日) この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成一八年法律第五十四号)の施行の日(平成一八年八月二十二日)から施行する。

附則 (平成一九年三月二日政令第三九〇号) この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年九月二十五日政令第三〇四号) 抄 (施行期日) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一九年九月二十八日)から施行する。

附則 (平成二二年八月四日政令第二〇八号) この政令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(同一年九月一日)から施行する。

附則 (平成二六年七月二日政令第二三九号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年八月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月三十一日政令第一三五号) この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年六月一日政令第一五六号) 抄 (施行期日) この政令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年六月十五日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中都市公園法施行令第十条を同令第十条の二とし、同令第二章中同条の前に一条を加える改正規定並びに第五条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日政令第二〇二号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日政令第二〇二号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日政令第二〇二号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日政令第二〇二号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

附則 (平成三〇年七月一日政令第二〇二号) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。